

## 第32回国民文化祭・なら2017協賛事業の申請に係る 留意事項について

### 1 申請時期について

申請は随時受け付けます。当該事業が実施される期日の遅くとも1か月前までに申請してください。ポスターその他の印刷物等に「国民文化祭協賛事業」の名義を印刷する場合には、その印刷日の1か月前までに申請してください。

### 2 申請書の様式について

「国民文化祭協賛事業の名義の使用承認事務手続要領」の別紙様式を使用し、添付書類を含め用紙の大きさは、原則、日本工業規格A4で提出してください。

(申請様式は文化庁ホームページからダウンロードできます)。

文化庁該当ページ URL

<http://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/chiiki/kokubunsai/>

### 3 都道府県の経由について

文化庁長官宛ての申請書は、都道府県教育委員会を通じて提出することになっていますが、都道府県知事部局を通じても提出することができます。

### 4 文化庁のホームページへの掲載について

国民文化祭協賛事業として承認した事業については、「事業名」、「主催者」、「開催期間」、「開催場所」を文化庁のホームページへ掲載し、紹介することとしていますが、掲載を希望されない場合は、文化庁文化部芸術文化課文化活動振興室活動奨励係（電話：03-5253-4111：内線 2832）まで御連絡願います。

なお、「国文祭・障文祭なら2017」公式ホームページ (<http://nara-kokushoubun.jp/>) にも同時に掲載し、紹介することとしています。掲載に当たり、奈良県地域振興部国民文化祭・障害者芸術文化祭課担当者から連絡する場合があります。

### 5 その他

ポスター、パンフレット等を作成される場合は、「第32回国民文化祭・なら2017協賛事業」と記載していただくようお願いします。縦書き、横書き等の制約はありません。

また、「国文祭・障文祭なら2017」テーマ・ロゴマーク等についても積極的に掲載してください。

なお、大会テーマ・ロゴマーク等を使用する場合は、事前に奈良県地域振興部国民文化祭・障害者芸術文化祭課（電話：0742-27-8478）までお問い合わせください。